

岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第82号

岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例の一部を改正する条例

岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例（平成12年岩手県条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後				
別表第7（第2条関係）					別表第7（第2条関係）				
道路交通法関係事務手数料					道路交通法関係事務手数料				
事 務		名 称	金 額		事 務		名 称	金 額	
[略]					[略]				
5 法第89条第1項の運転免許試験	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る試験	法第97条の2第1項第1号又は第2号に該当して同項の適用を受ける場合	[略]	1,550円	5 法第89条第1項の運転免許試験	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る試験	法第97条の2第1項第1号又は第2号に該当して同項の適用を受ける場合	[略]	1,650円
		法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の適用を受ける場合	[略]	1,900円			法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の適用を受ける場合	[略]	1,950円
				道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下この表において「施行令」という。）第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため <u>免許証の更新</u> を受けることができな					道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下この表において「施行令」という。）第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため <u>免許証等の更新</u> を受けることができな

			った者に対する試験である場合 <u>800円</u>
	法第97条の2第1項の適用を受けない場合	[略]	<u>4,100円</u> 法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合 <u>6,600円</u>
普通自動車免許に係る試験	法第97条の2第1項第1号又は第2号に該当して同項の適用を受ける場合	[略]	<u>1,750円</u>
	法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の適用を受ける場合	[略]	<u>1,900円</u> 施行令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため <u>免許証の更新</u> を受けることができなかった者に対する試験である場合 <u>800円</u>
	法第97条の2第1項の適用を受	[略]	<u>2,550円</u> 法第97条第1項第

			かった者に対する試験である場合 <u>750円</u>
	法第97条の2第1項の適用を受けない場合	[略]	<u>3,900円</u> <u>技能試験</u> を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合 <u>6,900円</u>
普通自動車免許に係る試験	法第97条の2第1項第1号又は第2号に該当して同項の適用を受ける場合	[略]	<u>1,900円</u>
	法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の適用を受ける場合	[略]	<u>1,950円</u> 施行令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため <u>免許証等の更新</u> を受けることができなかった者に対する試験である場合 <u>750円</u>
	法第97条の2第1項の適用を受	[略]	<u>2,500円</u> <u>技能試験</u> を公安委

		けない場合		<u>2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合</u> 3,350円				員会が提供する自動車を使用して受ける場合 <u>3,300円</u>
特定第一種運転免許（大型特殊自動車免許、	法第97条の2第1項第2号に該当して同項の適用を受ける場合	[略]		<u>1,750円</u>	特定第一種運転免許（大型特殊自動車免許、	法第97条の2第1項第2号に該当して同項の適用を受ける場合	[略]	<u>1,850円</u>
大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許又は牽引免許をいう。以下同じ。）又は大型特殊自動車第	法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の適用を受ける場合	[略]	<u>1,900円</u>	施行令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため <u>免許証の更新</u> を受けることができなかった者に対する試験である場合 <u>800円</u>	大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許又は牽引免許をいう。以下同じ。）又は大型特殊自動車第	法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の適用を受ける場合	[略]	<u>1,950円</u>
二種免許若しくは牽引第二種免許に係る試験	法第97条の2第1項の適用を受けない場合	[略]	<u>2,600円</u>	<u>法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験</u> を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合 <u>4,050円</u>	二種免許若しくは牽引第二種免許に係る試験	法第97条の2第1項の適用を受けない場合	[略]	<u>2,800円</u>
								員会が提供する自動車を使用して受ける場合 <u>4,550円</u>

小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験	法第97条の2第1項の適用を受ける場合	[略]	1,900円 施行令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため <u>免許証の更新</u> を受けることができなかつた者に対する試験である場合 800円
	法第97条の2第1項の適用を受けない場合	[略]	1,500円
大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る試験	法第97条の2第1項第2号に該当して同項の適用を受ける場合	[略]	1,700円
	法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の適用を受ける場合	[略]	1,900円 施行令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため <u>免許証の更新</u> を受けることができなかつた者に対する試験である場合 800円
	法第97条の2第1項の適用を受	[略]	4,800円 法第97条第1項第

小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験	法第97条の2第1項の適用を受ける場合	[略]	1,950円 施行令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため <u>免許証等の更新</u> を受けることができなかつた者に対する試験である場合 750円
	法第97条の2第1項の適用を受けない場合	[略]	1,600円
大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る試験	法第97条の2第1項第2号に該当して同項の適用を受ける場合	[略]	1,800円
	法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の適用を受ける場合	[略]	1,950円 施行令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため <u>免許証等の更新</u> を受けることができなかつた者に対する試験である場合 750円
	法第97条の2第1項の適用を受	[略]	4,500円 技能試験を公安委

		けない場合		<u>2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合</u> 7,650円
	仮運転免許に係る試験	法第97条の2第1項第2号に該当して同項の適用を受ける場合	[略]	<u>1,700円</u>
		法第97条の2第1項第4号に該当して同項の適用を受ける場合	[略]	<u>1,550円</u>
		法第97条の2第1項の適用を受けない場合	[略]	<u>2,900円</u> <u>法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合</u> 4,350円
6 法第89条第3項の検査	大型自動車仮運転免許、中型自動車仮運転免許又は準中型自動車仮運転免許を受けている者に対する検査		[略]	<u>3,900円</u> 公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合 <u>6,400円</u>

		けない場合		員会が提供する自動車を使用して受ける場合 <u>7,450円</u>
	仮運転免許に係る試験	法第97条の2第1項第2号に該当して同項の適用を受ける場合	[略]	<u>1,800円</u>
		法第97条の2第1項第4号に該当して同項の適用を受ける場合	[略]	<u>1,650円</u>
		法第97条の2第1項の適用を受けない場合	[略]	<u>2,950円</u> <u>技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合</u> 4,700円
6 法第89条第3項の検査	大型自動車仮運転免許、中型自動車仮運転免許又は準中型自動車仮運転免許を受けている者に対する検査		[略]	<u>3,950円</u> 公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合 <u>6,950円</u>

	普通自動車仮運転免許を受けている者に対する検査	[略]	<u>3,750円</u> 公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合 <u>4,550円</u>
7 法第100条の2第1項の再試験	準中型自動車免許に係る再試験	[略]	<u>1,900円</u> 法第100条の2第2項の準中型自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合 <u>4,400円</u>
	普通自動車免許に係る再試験	[略]	<u>1,750円</u> 法第100条の2第2項の普通自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合 <u>2,550円</u>
	大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許に係る再試験	[略]	<u>1,650円</u> 法第100条の2第2項の大型自動二輪車又は普通自動二

	普通自動車仮運転免許を受けている者に対する検査	[略]	<u>3,850円</u> 公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合 <u>4,650円</u>
7 法第100条の2第1項の再試験	準中型自動車免許に係る再試験	[略]	<u>2,050円</u> 法第100条の2第2項の準中型自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合 <u>5,050円</u>
	普通自動車免許に係る再試験	[略]	<u>1,950円</u> 法第100条の2第2項の普通自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合 <u>2,750円</u>
	大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許に係る再試験	[略]	<u>1,800円</u> 法第100条の2第2項の大型自動二輪車又は普通自動二

			<p>輪車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合</p> <p style="text-align: right;">3,100円</p>				<p>輪車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合</p> <p style="text-align: right;">3,550円</p>
	原動機付自転車免許に係る再試験	[略]	1,000円		原動機付自転車免許に係る再試験	[略]	1,100円
8 法第92条第1項の免許証の交付	第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証の交付	第一種又は第二種免許証交付手数料	<p style="text-align: right;">2,050円</p> <p>(法第92条第1項後段の規定により一の種類の免許に係る免許証に他の種類の免許に係る事項を記載してその種類の免許に係る免許証の交付に代える場合にあつては、2,050円に当該他の種類の免許に係る事項を記載するごとに200円を加えた額)</p> <p>施行令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理</p>	8 法第92条第1項又は第95条の2第11項の免許証の交付	第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証の交付	法第92条第1項の規定による交付を受ける場合	<p style="text-align: right;">2,350円</p> <p>(日を同じくして第一種運転免許又は第二種運転免許のうち2以上の種類の免許を受ける者(以下「複数免許取得者」という。)に対する交付にあつては、2,150円に与える免許1種類ごとに200円を加えた額)</p> <p>施行令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証等の更新を受けるこ</p>

			<p>由のため免許証の更新を受けることができなかつた者であつて、法第97条の2第1項第3号に該当して同項の適用を受けたものに対する交付である場合 <u>1,700円</u> (法第92条第1項後段の規定により一の種類の免許に係る免許証に他の種類の免許に係る事項を記載してその種類の免許に係る免許証の交付に代える場合にあっては、<u>1,700円</u>に当該他の種類の免許に係る事項を記載するごとに200円を加えた額)</p>			<p>とができなかつた者であつて、法第97条の2第1項第3号に該当して同項の適用を受けたもの(以下「<u>特定試験免除者</u>」という。)に対する交付である場合</p> <p style="text-align: right;"><u>2,100円</u> (複数免許取得者に対する交付にあつては、<u>1,900円</u>に与える免許1種類ごとに200円を加えた額)</p>
	仮運転免許に係る免許証の交付	[略]	<u>1,150円</u>	法第95条の2第11項の規定に基づく交付を受ける場合	免許情報記録個人番号カード保有者第一種又は第二種免許証交付手数料	<u>2,550円</u>
	仮運転免許に係る免許証の交付	[略]	<u>1,100円</u>			
9 法第	第一種運転免許又は第二種運	[略]	<u>2,250円</u>	9 法第	第一種運転免許又は第二種運	[略] <u>2,600円</u>



94条第	転免許に係る免許証の再交付		
2項の 免許証 の再交 付	仮運転免許に係る免許証の再 交付	[略]	<u>1,150円</u>

94条第	転免許に係る免許証の再交付		
2項の 免許証 の再交 付	仮運転免許に係る免許証の再 交付	[略]	<u>1,050円</u>
9の2	<u>法第95条の2第6項の規定に 基づく申出をする場合</u>	<u>取得時不 交付申出 者特定免 許情報記 録手数料</u>	<u>1,550円</u> (複数免許取得者 に係る記録にあっ ては、1,350円に与 える免許1種類ご とに200円を加えた 額) 特定試験免除者に 係る記録である場 合 <u>1,350円</u> (複数免許取得者 に係る記録にあっ ては、1,150円に与 える免許1種類ご とに200円を加えた 額)
	<u>法第101条の4の2第2項の 規定に基づく申出(以下「更 新時不交付申出」という。) をする場合</u>	<u>更新時不 交付申出 者特定免 許情報記 録手数料</u>	<u>800円</u>
	<u>法第95条の2第6項の規定に</u>	<u>特定免許</u>	<u>1,500円</u>

						<u>基づく申出及び更新時不交付 申出のいずれをもしない場合</u>	<u>情報記録 手数料</u>	<u>法第92条第1項、 第95条の2第11項 若しくは第101条の 4の2第1項の規 定による免許証（ 仮運転免許に係る ものを除く。以下 この項及び9の3 の項において同じ 。）の交付又は法 第94条第2項の規 定に基づく免許証 の再交付と同時に 記録を受ける場合</u>  <u>100円</u>
						<u>9の3 法第95条の3の規定により読み 替えて適用する法第92条第2項の規 定又は法第106条の4第2項の規定に よる免許情報記録の書換え</u>	<u>免許情報 記録書換 え手数料</u>	<u>1,550円</u> <u>（複数免許取得者 （免許証及び免許 情報記録個人番号 カードを有する者 を除く。）に係る 書換えにあつては 、1,350円に与える 免許1種類ごとに 200円を加えた額）</u> <u>免許証及び免許情 報記録個人番号カ</u>

								ードを有する者に 係る書換えである 場合 100円
10 法第 101 条 第 1 項 、 第 101 条 の 2 第 1 項又 は 第 101 条 の 2 の 2 第 1 項の免 許証の 更新	免許証の更新（法第101条の 2の2第1項の規定に基づき 免許証の更新の申請をする場 合を除く。）	免許証更 新手数料	2,500円	10 法第 101 条 第 1 項 、 第 101 条 の 2 第 1 項又 は 第 101 条 の 2 の 2 第 1 項の免 許証等 の更新	免許証の有 効期間の更 新（同時に 免許情報記 録の有効期 間の更新を 受ける場合 を除く。）	法第101条の2 の2第1項の規 定に基づく經由 地公安委員会を 經由して行う更 新申請書の提出 （以下「經由申 請」という。） をする場合	免許証経 由更新手 数料	2,750円
	免許証の更新（法第101条の 2の2第1項の規定に基づき 免許証の更新の申請をする場 合に限る。）	免許証経 由更新手 数料	2,550円			更新時不交付申 出をする場合（ 經由申請をする 場合を除く。）	更新時不 交付申出 者免許証 更新手数 料	1,300円
						經由申請及び更 新時不交付申出 のいずれをもし ない場合	免許証更 新手数料	2,850円
					免許情報記 録の有効期 間の更新（ 同時に免許 証の有効期 間の更新を	經由申請をする 場合であって、 法第101条の2 の2第3項の規 定に基づく申出 （以下「經由地	經由地書 換申出者 免許情報 記録經由 更新手数 料	1,000円

					受ける場合を除く。)	書換申出」という。)をするとき		
						経由申請をする場合であって、 経由地書換申出をしないとき	免許情報 記録 経由 更新 手数料	1,950円
						経由申請をしない場合	免許情報 記録 更新 手数料	2,100円
					免許証の有効期間の更新及び免許情報記録の有効期間の更新	経由申請をする場合であって、 経由地書換申出をするとき	経由地書 換申出者 免許証等 経由更新 手数料	2,500円
						経由申請をする場合であって、 経由地書換申出をしないとき	免許証等 経由更新 手数料	2,850円
						経由申請をしない場合	免許証等 更新 手数料	2,950円
11	法第101条の2の2第1項の免許証の更新に係る経由事務	経由手数料		550円		経由地書換申出をする場合	経由地書 換手数料	1,700円
						経由地書換申出をしない場合	経由手数料	750円
					11	法第101条の2の2第1項の免		

[略]			
11の3	法第97条の2第1項第3号イ若しくはハ又は第101条の4第3項の運転技能検査等（同号イに規定する運転技能検査に限る。）	[略]	<u>3,550円</u>
12	法第91条又は第91条の2第2項の規定により運転することができる自動車等の種類を限定された者のその限定の全部又は一部の解除の審査	[略]	<u>1,400円</u> 公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合 <u>2,850円</u>
[略]			
14	法第99条の2第4項第1号イの審査	[略]	<u>23,400円</u> [略]
	普通自動車免許に係る審査	[略]	<u>19,500円</u> [略]
	特定第一種運転免許に係る審査	[略]	<u>14,700円</u> [略]
	大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る審査で、これらの免許に対応する第	[略]	<u>21,500円</u> [略]

<u>許証等の更新に係る経由事務</u>			
[略]			
11の3	法第97条の2第1項第3号イ若しくはハ又は第101条の4第3項の運転技能検査等（同号イに規定する運転技能検査に限る。）	[略]	<u>3,650円</u>
12	法第91条又は第91条の2第2項の規定により運転することができる自動車等の種類を限定された者のその限定の全部又は一部の解除の審査	[略]	<u>1,350円</u> 公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合 <u>3,100円</u>
[略]			
14	法第99条の2第4項第1号イの審査	[略]	<u>23,750円</u> [略]
	普通自動車免許に係る審査	[略]	<u>19,800円</u> [略]
	特定第一種運転免許に係る審査	[略]	<u>14,450円</u> [略]
	大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る審査で、これらの免許に対応する第	[略]	<u>22,200円</u> [略]

	一種運転免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けている者に対するもの		
[略]			
16 法第99条の3第4項第1号イの審査	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る審査	[略]	14,550円 [略]
	普通自動車免許に係る審査	[略]	11,850円 [略]
	特定第一種運転免許に係る審査	[略]	9,650円 [略]
	大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る審査で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者に対するもの	[略]	12,450円 [略]
17 法第107条の7第1項の国外運転免許証の交付		[略]	2,350円
18 法第108条の2第1項各号に掲げる講習	法第108条の2第1項第1号に掲げる講習	[略]	講習 1時間 750円
	法第108条の2第1項第2号に掲げる講習	[略]	講習 1時間 2,350円
	[略]		
	法第108条の2第1項第1号に掲げる講習	大型自動車免許、中型自動車免許	[略]

	一種運転免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けている者に対するもの		
[略]			
16 法第99条の3第4項第1号イの審査	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る審査	[略]	15,100円 [略]
	普通自動車免許に係る審査	[略]	12,000円 [略]
	特定第一種運転免許に係る審査	[略]	9,950円 [略]
	大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る審査で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者に対するもの	[略]	12,850円 [略]
17 法第107条の7第1項の国外運転免許証の交付		[略]	2,250円
18 法第108条の2第1項各号に掲げる講習	法第108条の2第1項第1号に掲げる講習	[略]	講習 1時間 850円
	法第108条の2第1項第2号に掲げる講習	[略]	講習 1時間 2,400円
	[略]		
	法第108条の2第1項第1号に掲げる講習	大型自動車免許、中型自動車免許	[略]

4号に掲げる講習	許又は準中型自動車免許に係る講習（準中型自動車免許に係る講習にあつては、普通自動車免許を受けている者に対するものに限る。）		
	準中型自動車免許に係る講習（普通自動車免許を受けている者に対するものを除く。）	[略]	講習 1時間 <u>3,500円</u>
	普通自動車免許に係る講習	[略]	講習 1時間 <u>2,800円</u>
法第108条の2第1項第5号に掲げる講習	大型自動二輪車免許に係る講習	[略]	講習 1時間 <u>4,150円</u>
	普通自動二輪車免許に係る講習	[略]	講習 1時間 <u>4,000円</u>
法第108条の2第1項第6号に掲げる講習		[略]	講習 1時間 <u>1,500円</u>
法第108条の2第1項第7号に掲げる講習		[略]	講習 1時間 <u>3,100円</u>
法第108条の2第1項第8号に掲げる講習		[略]	講習 1時間 <u>1,400円</u>

4号に掲げる講習	許又は準中型自動車免許に係る講習（準中型自動車免許に係る講習にあつては、普通自動車免許を受けている者に対するものに限る。）		
	準中型自動車免許に係る講習（普通自動車免許を受けている者に対するものを除く。）	[略]	講習 1時間 <u>3,800円</u>
	普通自動車免許に係る講習	[略]	講習 1時間 <u>3,050円</u>
法第108条の2第1項第5号に掲げる講習	大型自動二輪車免許に係る講習	[略]	講習 1時間 <u>4,300円</u>
	普通自動二輪車免許に係る講習	[略]	講習 1時間 <u>4,200円</u>
法第108条の2第1項第6号に掲げる講習		[略]	講習 1時間 <u>1,750円</u>
法第108条の2第1項第7号に掲げる講習		[略]	講習 1時間 <u>3,200円</u>
法第108条の2第1項第8号に掲げる講習		[略]	講習 1時間 <u>1,850円</u>

法第108条の2第1項第9号に掲げる講習	[略]	講習 1時間 <u>750円</u>
法第108条の2第1項第10号に掲げる講習	準中型自動車免許に係る講習	[略] 講習 1時間 <u>2,150円</u>
	普通自動車免許に係る講習	[略] 講習 1時間 <u>2,050円</u>
	大型自動二輪車免許に係る講習	[略] 講習 1時間 <u>2,700円</u>
	普通自動二輪車免許に係る講習	[略] 講習 1時間 <u>2,550円</u>
原動機付自転車免許に係る講習	[略] 講習 1時間 <u>2,450円</u>	
法第108条の2第1項第11号に掲げる講習	法第92条の2第1項の表の備考1の2に規定する優良運転者に対する講習	[略] 500円

法第108条の2第1項第9号に掲げる講習	[略]	講習 1時間 <u>900円</u>
法第108条の2第1項第10号に掲げる講習	準中型自動車免許に係る講習	[略] 講習 1時間 <u>2,300円</u>
	普通自動車免許に係る講習	[略] 講習 1時間 <u>2,150円</u>
	大型自動二輪車免許に係る講習	[略] 講習 1時間 <u>2,850円</u>
	普通自動二輪車免許に係る講習	[略] 講習 1時間 <u>2,700円</u>
原動機付自転車免許に係る講習	[略] 講習 1時間 <u>2,550円</u>	
法第108条の2第1項第11号に掲げる講習	法第95条の6第1項の表の備考1のロに規定する優良運転者に対する講習	[略] 500円 <u>公安委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と講習を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法による講習（以下「オンライン講習」という。）である場合</u> <u>200円</u>



法第92条の2第1項の表の備考1の3に規定する一般運転者に対する講習	[略]	800円
法第92条の2第1項の表の備考1の4に規定する違反運転者等に対する講習	[略]	1,350円 施行令第33条の7第2項の基準に該当しない者に対する講習である場合 800円

法第95条の6第1項の表の備考1のハに規定する一般運転者に対する講習	[略]	800円 オンライン講習である場合 200円
法第95条の6第1項の表の備考1のニに規定する違反運転者等のうち特定基準不該当者（国家公安委員会規則で定める施行令第33条の7第2項の基準に該当しない者をいう。以下同じ。）でないものに対する講習	[略]	1,400円
法第95条の6第1項の表の備考1のニに規定する違反運転者等のうち特定基準不該当者であるものに対する講習	特定基準不該当者に係る違反運転者等更新時講習手数料	800円 オンライン講習である場合 200円

法第108条の2第1項第12号に掲げる講習	法第71条の5第3項に規定する普通自動車対応免許（以下「普通自動車対応免許」という。）を受けている者（法第97条の2第1項第3号イ及びハに掲げる者並びに法第101条の4第3項の適用を受ける者を除く。）に対する講習	[略]	<u>6,450円</u>
	普通自動車対応免許を受けている者（法第97条の2第1項第3号イ若しくはハに掲げる者又は法第101条の4第3項の適用を受ける者に限る。）又は第一種運転免許若しくは第二種運転免	[略]	<u>2,900円</u>

法第108条の2第1項第12号に掲げる講習	法第71条の5第3項に規定する普通自動車対応免許（以下「普通自動車対応免許」という。）を受けている者（法第97条の2第1項第3号イ及びハに掲げる者並びに法第101条の4第3項の適用を受ける者を除く。）に対する講習	[略]	<u>6,600円</u>
	普通自動車対応免許を受けている者（法第97条の2第1項第3号イ若しくはハに掲げる者又は法第101条の4第3項の適用を受ける者に限る。）又は第一種運転免許若しくは第二種運転免	[略]	<u>2,950円</u>

	許であって普通自動車対応免許以外のもののみを受けている者に対する講習		
法第108条の2第1項第13号に掲げる講習	運転者の資質の向上に資する活動を伴わない場合	[略]	<u>12,500円</u>
	運転者の資質の向上に資する活動を伴う場合	[略]	<u>9,050円</u>
法第108条の2第1項第14号に掲げる講習		[略]	講習 1時間 <u>2,250円</u>
法第108条の2第1項第15号に掲げる講習		[略]	講習 1時間 <u>2,000円</u>
法第108条の2第1項第16号に掲げる講習		[略]	講習 1時間 <u>2,000円</u>
19 法第108条の2第1項第10号、第13号又は第14号に掲げる講習の通知		[略]	<u>900円</u>
20 法第104条の4第5項（法第105条第2項において準用する場合を含む。）の運転経歴証明書の交付		[略]	<u>1,100円</u>
20の2 法第104条の4第5項の運転経歴証明書の再交付		[略]	<u>1,100円</u>

	許であって普通自動車対応免許以外のもののみを受けている者に対する講習		
法第108条の2第1項第13号に掲げる講習	運転者の資質の向上に資する活動を伴わない場合	[略]	<u>12,900円</u>
	運転者の資質の向上に資する活動を伴う場合	[略]	<u>9,350円</u>
法第108条の2第1項第14号に掲げる講習		[略]	講習 1時間 <u>2,600円</u>
法第108条の2第1項第15号に掲げる講習		[略]	講習 1時間 <u>2,100円</u>
法第108条の2第1項第16号に掲げる講習		[略]	講習 1時間 <u>2,050円</u>
19 法第108条の2第1項第10号、第13号又は第14号に掲げる講習の通知		[略]	<u>1,000円</u>
20 法第105条の2第1項の運転経歴証明書の交付		[略]	<u>1,150円</u>
20の2 法第105条の2第1項の運転経歴証明書の再交付		[略]	<u>1,150円</u>
20の3 法第105条の2第3項の運転経歴情報の記録	運転経歴情報記録		<u>900円</u> 法第105条の2第1

21 法第 108 条 の 2 第 2 項の 講習	施行令第37条の 6 第 2 号の講 習		[略]	<u>1,350円</u>
	施行令第 37 条の 6 の 2 の講習	普通自動車対応 免許を受けてい る者（法第97条 の 2 第 1 項第 3 号イ及びハに掲 げる者並びに法 第101条の 4 第 3 項の適用を受 ける者を除く。 ）に対する講習	[略]	<u>6,450円</u>
		普通自動車対応 免許を受けてい る者（法第97条 の 2 第 1 項第 3 号イ若しくはハ に掲げる者又は 法第101条の 4 第 3 項の適用を 受ける者に限る 。）又は第一種	[略]	<u>2,900円</u>

				手数料	項の規定に基づく 運転経歴証明書の 交付又は再交付と 同時に記録を受け る場合 <u>100円</u>
21 法第 108 条 の 2 第 2 項の 講習	施行令第37条の 6 第 2 号の講 習		[略]		<u>1,400円</u>
	施行令第 37 条の 6 の 2 の講習	普通自動車対応 免許を受けてい る者（法第97条 の 2 第 1 項第 3 号イ及びハに掲 げる者並びに法 第101条の 4 第 3 項の適用を受 ける者を除く。 ）に対する講習	[略]		<u>6,600円</u>
		普通自動車対応 免許を受けてい る者（法第97条 の 2 第 1 項第 3 号イ若しくはハ に掲げる者又は 法第101条の 4 第 3 項の適用を 受ける者に限る 。）又は第一種	[略]		<u>2,950円</u>

	運転免許若しくは第二種運転免許であって普通自動車対応免許以外のもののみを受けている者に対する講習			運転免許若しくは第二種運転免許であって普通自動車対応免許以外のもののみを受けている者に対する講習		
22	法第97条の2第1項第3号イ若しくはロ、第101条の4第2項又は第101条の7第1項の認知機能検査等を行う者に対する講習	[略]	1,450円 公安委員会が法第108条の2第1項第12号に掲げる講習における指導に必要な能力を有すると認める者に対する講習である場合 1,200円	22	法第97条の2第1項第3号イ若しくはロ、第101条の4第2項又は第101条の7第1項の認知機能検査等を行う者に対する講習	[略] 1,400円 公安委員会が法第108条の2第1項第12号に掲げる講習における指導に必要な能力を有すると認める者に対する講習である場合 1,150円
[略]			[略]			
備考 改正部分は、下線の部分である。						

附 則

この条例は、令和7年3月24日から施行する。